

このコーナーでは、ACPF の活動紹介、実施した過去の行事、フォーラム内容の再録など、会員の皆様の参考となる情報を提供します。第 1 回は、2019 年 6 月 4 日（火）に実施した ACPF フォーラムにおける「日本は中世の刑事司法か?!」のご紹介です。

### 日本は中世の刑事司法か?!

前回の続きです。カルロス・ゴーン被告人の主な主張をおさらいすると、次のとおりです。

- (1) 有罪率 99.4%の日本の刑事裁判実務下では正当な裁判を受けられない。
- (2) 勾留期間が長く、否認だと保釈されない「人質司法」である。
- (3) 取調に弁護人立会がなく自白を強要された。
- (4) 正義から逃げたのではない、政治的迫害・日産の陰謀から逃れた。

このうち、前回は(1)に続いて、今回は(2)の人質司法について述べてみます。

#### 1) 人質司法のイメージ

「人質司法」とは、日本の刑事手続運用を批判する側のワンフレーズキャッチコピーです。全体のタイトル「中世の刑事司法」もその類いです。同種のものに、死刑を「国家による殺人」とするフレーズがありますが、これはさほどのインパクトがありません。それは法手続に従って死刑になっているから、犯罪である「殺人」と結びつかないからでしょう。これに対して、「人質司法」は人々に印象づけるフレーズとしては秀逸と言えます。

その意図するところは、次のようになります。

- a) 起訴前に保釈制度がない。
- b) 否認すると勾留延長になり、起訴後も保釈になりにくい。
- c) 自白していると保釈になりやすい。
- d) 手続全体として勾留を自白獲得の手段としていると評価できる。

よって「人質司法」だと言うのです。英語で Hostage Justice という直訳で紹介されています。これも国際的には分かり易い。何故かという、昔から Mob Justice という表現があるからです。



ACPF 副理事長・事務局長

山下 輝年

(公証人・渋谷公証役場)

Mob とは暴動・群衆の意味で、日本人には耳慣れない表現ですが、これは、犯人と名指された者が路上で大勢から暴行を受けるというものが存在し、およそ不当な手続による制裁（いわばリンチ）という概念があるので、それとパラレルに考えられるので分かり易いわけです。

それはさておき、ここでは「勾留期間が長い」「保釈に消極的」という二つの点を検証していきます。

#### 2) 勾留期間は長いのか?

日本では、警察が裁判官から逮捕許可状を得て逮捕するのが原則。例外は、現行犯人逮捕と緊急逮捕（逮捕後に裁判官から逮捕状を得る）です。

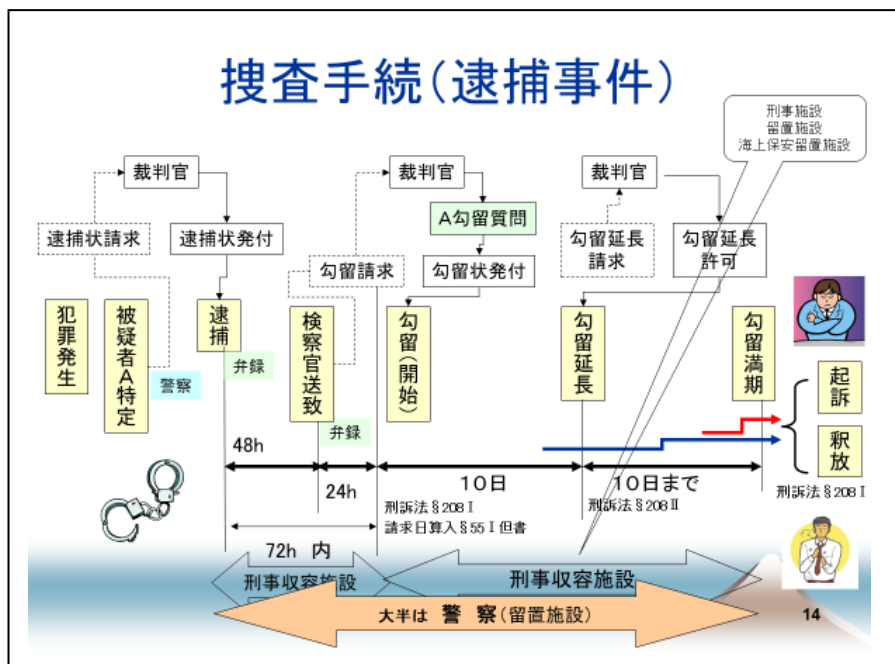
その後の拘束期間

- 警察が 48 時間
- 検察が 24 時間  
(裁判官が勾留を認めると)
- 勾留 10 日間
- 勾留延長は更に 10 日まで

となり、最長 23 日間です。

もっともカルロス・ゴーン被告人は検察官による逮捕のため、最長 22 日間です。次頁の逮捕手続スライドで分かるとおり、裁判官のチェックが 2 回入り、勾留状発付の前には裁判官は被疑者から直接弁解を聞きます（これが勾留質問）。

軽罪でも重罪でも、証拠関係が単純でも複雑でも、その期間は全く同じです。一罪単位ですから、別罪で再逮捕・再勾留はできません。



では、他国はどうか？ ここではカルロス・ゴーン被告人に馴染みのあるフランスの刑事司法手続と、アメリカに代表される英米法系の手続を見てみましょう。

#### a) フランスの勾留期間

基本的に、重罪、軽罪、違警罪の3種があり、重罪は10年以上の拘禁刑で、重さによって身柄拘束期間は異なります。通常の犯罪(軽罪・重罪)の場合で述べると、

- 警察留置 24時間
  - 24時間1回延長可
  - 組織犯罪の場合は2回延長可
  - テロ犯罪は96時間、144時間まで延長可
- 検察官は不起訴か予審請求するのみ
- 予審の勾留期間 4か月
  - 更に4か月延長可、最長1年まで勾留可
  - 薬物・テロ犯罪等一定要件で2年まで可
 (島岡まな他著「フランス刑事法入門」から)

フランスでは、予審判事に絶大な権限があります。自ら勾留し、自ら警察等を使って証拠収集し、自ら令状を発付できたが、欧州人権裁判所から批判されました。結果、予審判事制度は維持したものの、現在は「自由と勾留判事」というのを設けています。予審判事の権限は、日本の検察官に似

ていますが(判事か検事かの呼称の違い)、もっと権限が大きい。

もちろん予審の勾留期間中に保釈はできますが、保釈にならない者は当然います。取調べには弁護士が立ち会えるものの、最初から4か月勾留で1年まで延長可能となると、日本の勾留期間に比べて極めて長いと言えるでしょう。

日本の報道機関は何故かこれを報道しないのです。

#### b) アメリカ(英米法系)の勾留期間

実は、英米法系の刑事手続では、勾留期間の定めというものは無いのです。実は、逮捕は警察の判断による無令状逮捕が「実務の原則」です。ですから警察が逮捕したら、24時間又は48時間以内に裁判官の下へ連れてくる必要があり、その制限はあります。その後、勾留されたり、保釈されたりしますが、これらの手続も公開の法廷で行われ、要するに司法(=裁判官)が透明性を確保しつつ、その都度その都度正しいことを判断していく(手続的正義を守る)と考えれば分かり易いのではないかと思います。陪審裁判待ちが約1年とも言われていますが、勾留されて「いつまで」という定めがないわけで、保釈されない者にとっては先が見えないのではないのでしょうか。

思い出すのは、「疑惑の銃弾・ロス疑惑」の三

浦和義氏は、日本で殺人罪につき無罪になった後、2008年2月にサイパンに入ったところ、アメリカ司法手続に基づいて同じ殺人罪で身柄拘束されました。その際に、裁判官による審問も報道を通じて知ることができましたが、勾留期間は決まっていなかったのです。まだ裁判前の手続でしたし、一事不再理とか二重の危険とか法的判断をするのに、そんなに時間はかからないと思ったものです。結果、ロサンゼルスに移送され到着して自殺という結末になりました。それが2008年10月ですから、なんと8か月後も勾留されていたのです。

本当に日本の勾留期間は「長い」のでしょうか。

### 3) 保釈不許可が人質司法の一助？

以上が身柄拘束の入口なら、出口となるのが保釈の問題です。批判の要点は、起訴前に保釈がない、起訴後も否認だと保釈されないの2点です。

前者は法律上そういう制度がないので仕方ないのですが、検察官が釈放することはできます。しかし、逮捕勾留率は全体の事件の36%程度であり、不起訴はもちろんあるが、起訴する事件で無条件で釈放するというのは、なかなか難しい。

後者は、保釈を決定するのは裁判官で、検察官は意見を述べるだけです。にもかかわらず自白獲得のための人質司法と言われるのは筋違いではないかと思えます。もっとも、司法全体の手続として人質司法になっているという批判であることは分かっています。

さて、保釈の困難さを主張する側は、保釈率の低さを指摘します。ここで「一般社団法人日本保釈支援協会」のウェブサイトをご覧ください。この団体は、保釈を進めるために様々な支援活動を行っています。そこに保釈率の統計が掲載されています。<https://www.hosyaku.gr.jp/bail/data/>

1989年の23.72%から始まり、一番低いのが2003年の11.74%、その後徐々に増えて2016年からは30%台に上昇しています。この協会は2004年設立ですから、上昇しか経験していないことになります。

「率」と来たらその計算式を確認するのは、前回と同じです。ここでいう保釈率は

$$\text{保釈許可人員} \div \text{勾留状発付人員} \times 100$$

です。

分母は、勾留されている者全員ですから、保釈を受けられない被疑者も、そしておよそ保釈にならないような被告人も保釈請求しない被告人も含まれています。分母が大きくなるので、保釈率は低くなるわけです。

これに対して、保釈率ではなく「保釈許可率」というのがあります。

$$\text{保釈許可人員} \div \text{保釈請求人員} \times 100$$

つまり保釈請求があった中からどれだけ保釈しているかという割合です。

この統計は、最高裁判所が出していますが、1989年は53.8%、一番低いのが1998年の49.3%、2006年には58%になり、その後上昇を続けています。2018年12月25日付け時事通信によれば、2017年の保釈許可率72%となっています。つまり、保釈請求すれば半分は認められていたことになり、最近では7割が保釈になっているわけです。統計から見ると、そんなにおかしな保釈運用とは思えないのですが、いかがでしょうか。

もちろん否認事件だと罪証隠滅のおそれありということで許可されにくい実情はあります。しかし、起訴後の被告人取調べはできませんし、これらを捉えて自白獲得のための保釈運用というのは解せません。

特に、現在は、身柄拘束事件は被疑者の取調べは、ほぼ録音録画がなされており、取調べの過程はそのまま分かります。その実施状況は最高検察庁のウェブサイトで見られます。

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/rokuonrokuuga.html>

カルロス・ゴーン被告人については、取調べは録音録画され、保釈にもなっています。しかも否認のままです。少なくとも彼自身が「人質司法」を理由にして批判するのは、お門違いと言いたいくらいです。

(つづく)